you net

IOWNet

開通前レンタルサービス
契約約款

ユーネット株式会社

制定日　2026年8月1日

版数　第1.0版

改定履歴

改定年月日	版数	改定内容	備考
2026年8月1日	第1.0版	新規制定	初版

目次

第1条　目的
第2条　定義
第3条　レンタル端末
第4条　申込および契約の成立
第5条　利用料金
第6条　利用期間
第7条　利用料金の支払い
第8条　端末の返却
第9条　返却遅延
第10条　紛失・全損
第11条　部分破損・付属品紛失
第12条　配送に関する事項
第13条　初期不良および交換
第14条　禁止事項
第15条　利用目的および利用範囲
第16条　通信の保証および免責
第17条　知的財産権
第18条　契約者の責任
第19条　当社の免責

目次

第20条　利用料金の変更
第21条　約款の変更
第22条　契約の終了
第23条　遅延損害金
第24条　通知および連絡方法
第25条　反社会的勢力の排除
第26条　個人情報の取り扱い
第27条　準拠法および管轄裁判所
第28条　協議および合意
第29条　附則
第30条　制定および施行
別表1　返却物一覧
別表2　弁償金一覧

第1条（目的）

本約款は、IOWNetサービス（以下「本サービス」といいます。）の開通までの期間、契約者に一時的なインターネット利用環境を提供することを目的として、ユーネット株式会社（以下「当社」といいます。）が貸与する移動式通信端末（以下「レンタル端末」といいます。）の利用条件および契約者と当社との間の権利義務関係を定めるものです。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとします。

(1)「IOWNet」とは、当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。
(2)「本サービス」とは、IOWNet開通前レンタルサービスをいいます。
(3)「レンタル端末」とは、当社が本サービスにおいて契約者に貸与する移動式通信端末（L13またはMR1）およびこれに付属する付属品一式をいいます。
(4)「契約者」とは、本約款に基づき本サービスの提供を受ける者をいいます。
(5)「開通日」とは、IOWNetの回線開通工事が完了し、当社が開通を承認した日をいいます。
(6)「受領日」とは、契約者がレンタル端末を受領した日をいいます。
(7)「利用期間」とは、受領日から本サービスの終了日までの期間をいいます。

第3条（レンタル端末）

1. 当社は、契約者に以下のいずれかの移動式通信端末を貸与するものとします。
 - L13
 - MR1
2. 貸与するレンタル端末の機種は当社が指定するものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
3. レンタル端末の貸与にあたり、端末代金は発生しないものとします。
4. 本サービスには、付帯するオプションサービス等は一切含まれないものとします。

第4条（申込および契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社が指定する方法にて申込を行うものとします。
2. 当社は、申込内容を審査したうえで、本サービスの提供可否を決定するものとします。
3. 本サービスの契約は、当社が契約申込を承諾し、レンタル端末を契約者に発送した時点で成立するものとします。
4. 当社は、審査の結果により契約申込をお断りする場合があるものとします。

第5条（利用料金）

1. 本サービスの月額利用料金は、税込5,500円とします。
2. 初月の利用料金は、受領日を含め、当月末日までの日割計算によるものとします。
3. 利用終了月の利用料金は、IOWNetの開通日までの日割計算によるものとします。
4. 日割計算は、月額利用料金を当月の日数で除し、これに利用日数を乗じて算出するものとします。ただし、1円未満の端数は切り上げるものとします。
5. 利用料金の算出において、利用日数には受領日および開通日を含むものとします。
6. 利用開始月に事務手数料（税込5,500円）を請求するものとします。
7. 当該手数料は、IOWNetの申込キャンセルにかかわらず、端末受領時に発生するものとします。

第6条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、受領日を起算日とします。
2. 利用期間は、受領した月を第1か月目とし、最長で第3か月目の末日までとします。
3. IOWNetが開通した場合は、開通日をもって本サービスは当然に終了するものとします。
4. 前項の場合、開通日以降の本サービスの利用料金は発生しないものとします。

第7条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、当社が指定する方法により、利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金の支払いに遅延が認められた場合、当社はIOWNetの開通処理を行うことができないものとします。
3. 前項の場合、利用料金の支払遅延が解消した時点で、IOWNetの開通までの手続きを再度進めるものとします。
4. 当社は、契約者の都合による支払い方法の変更により生じた不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第8条（端末の返却）

1. 本サービスが終了した場合、契約者は直ちにレンタル端末を以下の返送先へ返却するものとします。
 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング14階 端末管理センター宛
2. 本サービスの終了に伴う返却に発生する費用は、当社の負担とするものとします。
3. 返却されるレンタル端末は、別表1（返却物一覧）に記載されたすべての物品を含むものとします。
4. 返却時は、当社が指定する梱包方法に従い、輸送中の破損が生じないよう適切に梱包するものとします。

第9条（返却遅延）

1. 本サービス終了日の翌月末までにレンタル端末の返却が確認できない場合、契約者は端末代金として72,000円（税込）を支払うものとします。
2. 前項の請求額は、IOWNetの利用料金と合算して請求するものとします。
3. 当社は、前項の請求を行った後であっても、レンタル端末の返却を受領した場合には、返却の状況に応じて別途定める方法で対応するものとします。

第10条（紛失・全損）

1. レンタル端末の全損または紛失の場合、契約者は端末代金として72,000円（税込）を支払うものとします。
2. 前項の請求額は、IOWNetの利用料金と合算して請求するものとします。
3. 契約者は、レンタル端末の紛失または全損の事実を知った時点で、直ちに当社に通知するものとします。

第11条（部分破損・付属品紛失）

1. レンタル端末の一部が破損し、または付属品が紛失した場合は、別表2（弁償金一覧）に定める金額を、IOWNetの利用料金と合算して請求するものとします。
2. 前項の請求額は、別表2に記載の金額とし、別表2に記載のない破損・紛失については、当社が別途算定した実費相当額を請求するものとします。

第12条（配送に関する事項）

1. 当社から発送したレンタル端末について、契約者の都合により受領できず、これに伴い再発送費用、保管料その他の諸費用が発生した場合、当社には一切の負担義務がないものとします。
2. 前項により発生した費用については、契約者の負担となるものとします。

第13条（初期不良および交換）

1. 契約者は、受領したレンタル端末に不具合が認められた場合、直ちに当社へ連絡するものとします。
2. 当社は、不具合が認められたレンタル端末について、無償で新しいものと交換するものとします。
3. 交換品の発送は、不具合端末の返送が当社にて確認できた後に行うものとします。
4. 交換にあたり、同一機種ではなく別機種を発送する場合があり、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
5. 初期不良による不具合端末の返送および交換品の発送に要する費用は、すべて当社が負担するものとします。

第14条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) レンタル端末を第三者に貸与、譲渡、または売却する行為
(2) レンタル端末を改造、分解、または修理する行為
(3) レンタル端末に内蔵されたSIMカードを抜き取り、または他の端末に挿入して使用する行為
(4) レンタル端末を本来の利用目的以外の目的で使用する行為
(5) その他、当社が不適切と判断する行為

第15条（利用目的および利用範囲）

1. レンタル端末は、IOWNetの開通までの期間における一時的なインターネット接続の目的でのみ使用するものとします。
2. レンタル端末の利用は、日本国内に限るものとします。
3. 契約者は、レンタル端末を日本国外に持ち出してはならないものとします。

第16条（通信の保証および免責）

1. 当社は、レンタル端末の通信速度、通信品質、通信の安定性について、一切の保証を行わないものとします。
2. 当社は、通信障害、電波状況、サービスエリア外、メンテナンス等により通信が利用できない場合について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、レンタル端末の通信を利用することにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条の規定は、当社の故意または重大な過失による損害には適用しないものとします。

第17条（知的財産権）

レンタル端末およびこれに付随するソフトウェア等に関する知的財産権は、すべて当社または当社に権利を許諾した第三者に帰属するものとし、契約者は、これらを本サービスの利用目的以外の目的で使用してはならないものとします。

第18条（契約者の責任）

1. 契約者は、レンタル端末を善良なる管理者の注意をもって管理・保管するものとします。
2. 契約者は、自己の責任と費用においてレンタル端末を使用するものとします。
3. 契約者の責めに帰すべき事由によりレンタル端末に損害が生じた場合、契約者はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第19条（当社の免責）

1. 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、または本サービスに基づき提供される情報等に関して、契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の規定は、当社の故意または重大な過失による損害には適用しないものとします。

第20条（利用料金の変更）

1. 当社は、合理的な事由がある場合には、本サービスの利用料金を変更できるものとします。
2. 当社は、利用料金を変更する場合、その内容及び適用開始日を、変更の適用開始日の相当期間前に、当社が指定する方法により告知するものとします。
3. 本条に基づく利用料金の変更は、別表に定める金額についても同様に適用できるものとします。

第21条（約款の変更）

1. 当社は、法令の改正、事業環境の変化その他の合理的な事由がある場合には、本約款を変更できるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、その内容及び適用開始日を、変更の適用開始日の相当期間前に、当社が指定する方法により告知するものとします。
3. 前項の告知をした後、契約者が本約款の変更に同意しない場合、契約者は本サービスの終了を申し出ることができるものとします。ただし、当社が指定した相当期間内に終了の申出がない場合、当社は変更に同意したものとみなすことができるものとします。

第22条（契約の終了）

本サービスは、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合に終了するものとします。

(1) IOWNetが開通した場合（開通日をもって当然に終了）
(2) 利用期間が満了した場合
(3) 契約者から本サービスの終了の申し出があった場合
(4) 契約者が本約款に違反し、当社が相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、是正されなかった場合
(5) その他、当社が本サービスの継続が困難と判断した場合

第23条（遅延損害金）

1. 契約者が、本約款に基づく金員支払義務の履行を遅滞した場合、契約者は、当社に対し、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の遅延損害金は、支払義務の履行期限の翌日から完済の日までの日数について算出するものとします。

第24条（通知および連絡方法）

1. 当社から契約者に対する通知および連絡は、当社が運営するWebサイトへの掲載、電子メール、書面その他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 契約者から当社に対する通知および連絡は、当社が指定する方法により行うものとします。
3. 契約者は、連絡先情報（住所、電話番号、電子メールアドレス等）に変更があった場合、直ちに当社に通知するものとします。これを怠ったことにより契約者に不利益が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力に該当しないこと
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する関与をしていないこと
(3) 反社会的勢力を利用しないこと

2. 契約者が前項各号のいずれかに該当し、または該当したと疑いを生じる事実が判明した場合、当社は直ちに本サービスを終了することができるものとします。この場合、契約者は当社に対して一切の損害賠償義務を負わないものとします。

第26条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関して取得した契約者の個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。
2. 契約者は、当社が取得する個人情報の取り扱いについて、プライバシーポリシーに同意するものとします。

第27条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本約款の解釈および本サービスに関する契約者と当社との間の紛争については、日本法を準拠法とするものとします。
2. 本約款または本サービスに関連して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第28条（協議および合意）

本約款に定めのない事項または本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第29条（附則）

1. 本約款に定めのない事項については、法令および当社が別途定めるIOWNetサービス利用規約に従うものとします。
2. 本約款の規定の一部が法令により無効とされた場合であっても、その他の規定の効力に影響を及ぼさないものとします。

第30条（制定および施行）

本約款は、2026年8月1日より制定および施行するものとします。

別表1　返却物一覧

本サービス終了時に契約者よりご返却いただく物品は、以下のとおりとします。

品目	数量	備考
移動式通信端末本体（L13またはMR1）	1台	当社貸与時の状態
電源コード	1点	L13のみ
LANケーブル	1本	L13のみ
ディスプレイ	1式	MR1のみ
外箱	1箱	当社発送時の箱
取扱説明書等の付属文書	一式	

別表2　弁償金一覧

レンタル端末の一部破損、紛失および未返却時における弁償金は、以下のとおりとします。

内容	請求金額（税込）	備考
端末未返却・全損・紛失	72,000円	IOWNet利用料金と合算して請求
電源コード紛失	5,000円／1点	
LANケーブル紛失	3,000円	
ディスプレイ破損	12,100円	
外箱紛失	5,000円	

文書名： IOWNet開通前レンタルサービス契約約款
発行： ユーネット株式会社
制定日： 2026年8月1日
版数： 第1.0版